

## 社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会設置規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に、地区内の福祉課題や地域住民のきめ細かなニーズに対応するために、本会と連携を図りながら地域福祉活動を進めていく地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の設置について定める。

### (設置)

第2条 地区社協は、別表第1に定める21地区をもって設置する。

### (事業)

第3条 地区社協は、概ね次の事業を行い、本会は事業への連携・支援を行う。

- (1) 地域福祉のための活動
- (2) 高齢者、障がい者福祉のための活動
- (3) 青少年、児童福祉のための活動
- (4) ボランティア活動の促進
- (5) 地域福祉にかかわる文化事業及びレクリエーション活動
- (6) その他必要な事業

### (会員)

第4条 地区社協は、次の各号の一つに該当したものを会員とする。

- (1) 地区内の居住者
- (2) 地区内の社会福祉事業団体及び施設の代表者
- (3) 社会福祉に関心が深く、地区社協事業に賛同するもの

### (役員等)

第5条 地区社協の円滑な運営を図るため、次の役員を置くことができる。

- 2 会長、副会長、事務局長（書記、会計）、監事、部会長その他必要な役員を置くことができる。

### (運営経費)

第6条 地区社協の運営に関する経費は、次に掲げる収入金をもって充てることができる。

- (1) 助成金
- (2) 寄附金
- (3) その他の収入

### (地区社協規約)

第7条 地区社協は、設置及び運営について規約を制定するものとする。

(報告)

第8条 地区社協は、年間活動、収支予算書及び年間活動実績、収支決算書を総会終了後、本会会長に報告するものとする。

(志布志市地区社会福祉協議会連絡協議会)

第9条 地区社協相互の連絡及び必要な事項を協議するため、志布志市地区社会福祉協議会連絡協議会（以下「地区社協連絡協議会」という。）を設置する。

2 地区社協連絡協議会に係る経費は社会福祉事業会計において充当する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

No	名 称	備 考
1	新橋地区社会福祉協議会	松山町
2	泰野地区社会福祉協議会	松山町
3	尾野見地区社会福祉協議会	松山町
4	香月地区社会福祉協議会	志布志町
5	安楽地区社会福祉協議会	志布志町
6	東区地区社会福祉協議会	志布志町
7	志布志区地区社会福祉協議会	志布志町
8	帖五区地区社会福祉協議会	志布志町
9	夏井陣岳区地区社会福祉協議会	志布志町
10	田之浦地区社会福祉協議会	志布志町
11	四浦地区社会福祉協議会	志布志町
12	森山地区社会福祉協議会	志布志町
13	潤ヶ野地区社会福祉協議会	志布志町
14	八野地区社会福祉協議会	志布志町
15	伊崎田地区社会福祉協議会	有明町
16	有明地区社会福祉協議会	有明町
17	通山地区社会福祉協議会	有明町
18	蓬原地区社会福祉協議会	有明町
19	野神地区社会福祉協議会	有明町
20	原田地区社会福祉協議会	有明町
21	山重地区社会福祉協議会	有明町